

建設

都市計画	251
建築指導	254
景観形成	255
都市公園	263
運動施設	266
一般財団法人	
会津若松市公園緑地協会	270
土地地区画整理事業	271
道路・橋りょう	273
住宅	276

都市計画

概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。

◆主な都市計画 (令和6年4月1日現在)

区 分	決 定 状 況 (ha)
都市計画区域	17,676.0
市街化区域	2,568.3
市街化調整区域	15,107.7
用途地域	2,567.6
準防火地域	207.3
風致地区	3 地区 645.0

都市計画区域

昭和4年7月20日、本市の都市計画区域として6,352.48haが決定された。その後、昭和30年に近隣7ヶ村と合併し、さらに大沼郡本郷町の一部、北会津郡北会津村（旧荒館村、川南村）の一部を含めた面積11,762.70haとなる都市計画区域の変更を行った。その後、昭和31年に名称を「会津若松都市計画」と変更し、さらに昭和45年に新都市計画法に基づき、市を含む1市2町2村をもって20,702haに及ぶ都市計画区域を決定し、名称を「会津都市計画区域」とした。その後、平成元年に19,021ha、平成4年に19,076haと都市計画区域の変更が行われた。平成17年11月1日に河東町との合併により、本市の都市計画区域面積は、17,676haとなり、総市域面積の約46%にあたる。

市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、用途地域を指定して積極的に都市計画事業等を実施することとされている。

市街化調整区域とは、市街化を抑制する区域で、優良な集団農地、災害の発生のおそれのある区域、自然景観、緑地など保全すべき区域は原則としてこの区域に含まれるものである。

地域地区

◆用途地域

用途地域とは、都市計画法で定める区域ごとの建築用途の制限で、住宅と工場等異なる機能が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図ろうとする規制である。

○用途地域別面積 (令和6年4月1日現在)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
住 居	第一種低層住居専用地域	202.4	7.9
	第一種中高層住居専用地域	275.0	10.7
	第二種中高層住居専用地域	153.4	6.0
	第一種住居地域	782.6	30.5
	第二種住居地域	314.1	12.2
	準住居地域	23.0	0.9
商 業	近隣商業地域	81.2	3.2
	商業地域	243.0	9.4
工 業	準工業地域	128.9	5.0
	工業地域	288.9	11.3
	工業専用地域	75.1	2.9
合 計		2,567.6	100

◆防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域で、一定規模以上の建築物を耐火又は簡易耐火構造とすることとなっている。

本市では、昭和32年及び昭和39年に、面積約207.3haが準防火地域として指定されたが、防火地域は指定されていない。

◆風致地区

風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区で、都市内の自然的景観を維持し、樹林地等緑の保存を図るべき区域である。

○変更(昭和45年6月12日)

地 区 名	面積(ha)	備 考
大塚山風致地区	約 18.7	第一種
東山風致地区	約 591.7	第一種 43.7 第二種 144.0 第三種 404.0
鶴ヶ城風致地区	約 34.6	第一種
計	約 645.0	

都市計画道路

本市には城下町特有のくい違い道路が多く、道路幅員も狭いため、昭和8年に都市計画道路を決定した。その後、社会情勢の変化に伴い逐次路線の変更を行い、36路線、総延長99.52kmに達した。

しかし、整備状況は66.01%とまだ低く、城下町特有の道路構造も起因して、観光シーズンや冬期間においては、市内各所で交通渋滞が見られるなど、都市機能が低下することから、効率的な道路網の整備と検討を積極的に進めている。

◆都市計画道路の整備状況

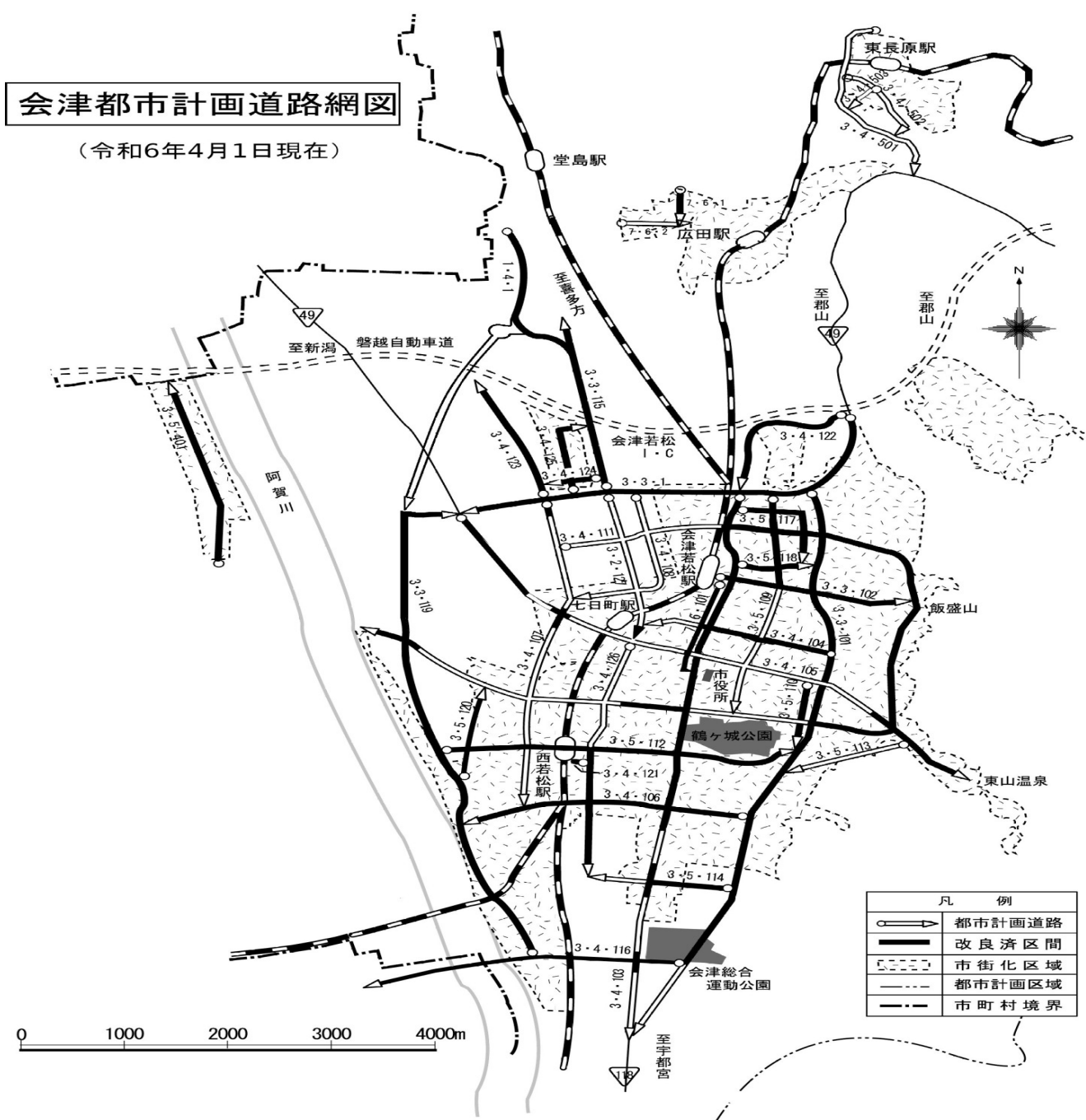
(令和6年4月1日現在)

幅員	延長 (km)	改良済 延長 (km)	改良率 (%)
30m以上	2.05	0.25	66.01
22m以上	23.77	22.57	
16m以上	55.25	28.65	
9m以上	18.45	14.23	
計	99.52	65.7	

◆都市計画道路の現況(令和6年4月1日現在)

No.	路線名	最終計画 変更年月日	計画(m)			起 点	終 点	改良済 (m)
			幅員	車線	延長			
3・3・1	亀賀高瀬線	H11.7.6	22	4	4,800	一箕町鶴賀	町北町中沢	4,800
3・3・101	亀賀御山線	H11.7.6	27	4	8,000	一箕町亀賀	門田町面川	6,800
3・3・102	会津若松駅弁天下線	H11.7.6	22	4	1,900	駅前町	一箕町八幡	1,900
3・4・103	亀賀門田線	H11.7.6	18	2	7,840	一箕町亀賀	門田町面川	5,390
3・4・104	千石七日町線	H28.12.5	16	2	1,950	千石町	七日町	1,310
3・4・105	高瀬東山線	H11.7.6	16	2	6,450	町北町中沢	東山町石山	1,280
3・4・106	黒岩飯寺線	H11.7.6	20	4	2,880	門田町黒岩	門田町飯寺	2,880
3・4・107	達摩飯寺線	H11.7.6	20	4	4,330	町北町藤室	門田町飯寺	580
3・4・108	上荒久田黒川線	H11.7.6	16	2	2,200	町北町上荒久田	神指町黒川	0
3・5・109	亀賀鶴ヶ城線	H11.7.6	12	2	3,130	一箕町亀賀	追手町	1,300
3・5・110	千石町小田橋線	H11.7.6	12	2	1,000	南千石町	城東町	1,000
3・4・111	藤室鍛冶屋敷線	H11.7.6	16	2	11,230	町北町藤室	神指町南四合	6,567
3・5・112	幕の内小田橋線	H16.1.9	12	2	3,530	神指町南四合	宝町	3,530
3・5・113	東山建福寺前線	H11.7.6	12	2	1,300	東山町石山	門田町黒岩	0
3・5・114	御山徳久線	H11.7.6	12	2	1,400	門田町御山	門田町徳久	800
3・3・115	インター北部幹線	H11.7.6	25	4	2,300	町北町始	高野町木流	2,300
3・4・116	門田本郷線	H11.7.6	16	2	2,000	門田町堤沢	本郷町荒井	1,450
3・5・117	亀賀山見線	H11.7.6	12	2	1,360	一箕町亀賀	山見町	1,360
3・5・118	白虎山見線	H11.7.6	12	2	750	白虎町	山見町	750
3・3・119	西部幹線	H11.7.6	25	4	6,770	門田町一ノ堰	町北町中沢	6,770
3・5・120	飯寺柳原線	H11.7.6	12	2	1,350	門田町飯寺	柳原町一丁目	1,350
3・4・121	西若松駅東口線	H11.7.6	16	2	120	城西町	城西町	120
3・4・122	船ヶ森北柳原線	H13.5.1	16	2	1,870	一箕町鶴賀	一箕町亀賀	1,870
3・4・123	達摩高野線	H11.7.6	20	2	1,740	町北町藤室	高野町上高野	1,740
3・4・124	物流1号幹線	H11.7.6	20	2	600	町北町始	町北町藤室	430
3・4・125	物流2号幹線	H11.7.6	20	2	1,210	町北町藤室	町北町始	1,210
3・4・126	日新町徳久線	H11.7.6	16	2	3,400	日新町	門田町徳久	1,800
3・2・127	インター南部幹線	H11.7.6	30	4	2,050	町北町始	七日町	250
3・5・401	真宮幹線	S57.9.13	12	2	2,480	北会津町蟹川	北会津町真宮新町	2,480
1・4・1	会津縦貫北道路	R2.11.10	21	4	4,130	高野町木流	神指町高瀬	2,020
7・6・101	会津若松駅中町線	H11.7.6	9	1	1,470	駅前町	中町	1,470
3・4・501	新橋ミノワ線	S63.12.27	16	2	2,090	河東町大田原新橋	河東町南高野ミノワ	0

No.	路線名	最終計画 変更年月日	計画 (m)			起 点	終 点	改良済 (m)
			幅員	車線	延長			
3・4・502	八人役ニタ線	S63.12.27	16	2	980	河東町東長原八人役	河東町東長原ニタ森	0
3・4・503	村北西下り線	S63.12.27	16	2	230	河東町東長原村北	河東町東長原西下り	0
7・6・1	七ツ段休ミ石線	H17.10.28	11	2	305	河東町郡山字七ツ段	河東町郡山字休ミ石	190
7・6・2	横堀休ミ石線	H17.10.28	11	2	375	河東町広田字横堀	河東町郡山字休ミ石	0
計	36路線				99,520			65,697



建築指導

本市は、昭和 56 年 8 月 1 日より限定特定行政庁となり、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の住宅及びその附属物等に係る建築指導を行っている。

なお、建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号のビルなどの規模の大きい建築物については、市で受付して県が確認している。

また、平成 12 年度より、指定確認検査機関（民間機関）においても確認業務を行っている。

◆確認申請書受付件数

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
新築住宅	24	36	32
増改築住宅	7	10	17
新築併用住宅	1	0	0
増改築併用住宅	0	0	1
共同住宅・貸住宅・長屋・公営住宅等	(3) 1	(0) 0	(2) 1
店舗・事務所・ホテル等	4	5	7
倉庫・工場・車庫・作業所等	18	12	11
工作物	0	0	2
昇降機	3	2	1
合計	58	65	72

※ 県確認分を含み、計画通知及び指定確認検査機関確認を除く

※ ()内は住宅戸数

◆確認業務状況（市確認分）

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
確認申請受付件数	55	62	65
確認済証交付件数	55	62	67

※ 確認済証交付件数については、前年度繰越処理を含む

※ 計画変更申請分は除く

◆道路位置指定件数（全て市指定）

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
指定件数	4	5	1
指定延長 (m)	137.96	214.15	12.75

◆浄化槽設置届出件数（市確認分）

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
届出件数	4	3	11

◆違反建築件数（市取り扱い分）

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
違反件数	7	1	3

◆中高層建築物指導要綱届出件数

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
届出件数	6	13	11

※ 平成 2 年 11 月より施行

◆建設リサイクル法届出件数（市取り扱い分）

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
届出件数	175	169	173

景 観 形 成

景観条例制定の背景

個性豊かで魅力あふれる会津若松らしい景観形成を図るため、平成4年3月に「会津若松市景観条例」を制定し、さまざまな施策を展開してきた。

さらに、平成16年の景観法公布を受け、より実効性の高い景観行政を推進するため、平成28年12月、本市景観条例を景観法に基づく条例に全面改正した。また、平成29年2月には、市全域を対象とした「会津若松市景観計画」を策定。鶴ヶ城周辺など本市の景観を代表する地区を景観重点地区に指定し、高さや色彩などの景観形成基準を定めるなど、本市景観形成の指針となっている。

景観条例の概要

会津若松市景観条例は、会津若松らしい景観を「まもり」「つくり」「そだてる」という基本理念のもと、個性豊かで魅力的なまちづくりに寄与することを目的として制定。

◆総則

【目的】 個性豊かで魅力的なまちづくりへの寄与

【市の責務】

目的達成のための施策の策定や実施、市民への啓発、先導的役割、諸制度の活用、国等に対する要請

【市民及び事業者の責務】

自らが景観形成の主体であると認識すること、施策への協力

◆地区景観

【景観計画の策定】

景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観法に基づく景観計画を定める。

【景観重点地区の指定】

景観形成上、重点的に取り組む必要がある地区を景観重点地区に指定し、景観形成基準を定め、地区の特性に応じた景観形成を図る。

【景観まちづくり協定の認定】

地域住民が主体となり相互に結んだ協定を、市長が認定する。

【大規模行為の届出】

周辺景観に及ぼす影響が大きい行為に対し、必要に応じて指導や助言等を行う。

◆歴史的景観

【歴史的景観指定建造物の指定】

歴史的景観の形成上、重要な建築物等を指定し、保存・活用を図る。

◆自然景観

【自然景観指定緑地の指定】

自然景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を指定し、保存を図る。

◆表彰・助成

【表彰】優れた景観形成に寄与すると認める建築物や活動を表彰する。

【助成】景観形成のため必要と認められる行為に対し、技術的援助や助成を行う。

◆景観審議会

市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査、審議する。

景観計画の策定

景観計画とは、景観法第8条に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定めるものであり、景観行政を進めていくための基本的な計画である。

景観法を根拠とする規制については、具体的な景観形成基準（高さ、色彩等）を明示するほか、対象とする区域や景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項などを定める。

景観重点地区の指定

会津若松らしい個性ある景観の形成のため、歴史的特性を持つ鶴ヶ城周辺地区など、重点的かつ計画的に景観形成を進めていく必要のある地区を「景観重点地区」に指定する。

景観重点地区の指定にあたっては、地区の皆さんと意見交換等を行いながら、建築物等の高さや色彩などの具体的な景観形成基準を定め、良好な景観の形成を進める。

◆景観重点地区(令和6年4月1日現在)

- 1) 鶴ヶ城周辺地区
- 2) 眺望景観保全地区（飯盛山～鶴ヶ城）
- 3) 城下町回廊地区
 - (1) 七日町通り上の区地区
 - (2) 七日町通り中の区地区
 - (3) 七日町通り下の区地区
 - (4) 町方蔵しっく通り地区
 - (5) 野口英世青春通り地区
 - (6) 会津ふれあい通り地区
 - (7) 融通寺町通り地区
 - (8) 博労町通り地区
- 4) 東山温泉街地区

- 5) 芦ノ牧温泉街地区
- 6) 鶴亀ハイタウン地区
- 7) 磐梯山・猪苗代湖周辺地区

景観まちづくり協定の認定

まちの景観をつくるのは、そこに暮らし、働き、憩う住民の方々である。地域住民の方々が、景観形成のためにお互いにルール（緑化、建物の形態、色彩など）をつくり、個性あふれるまちづくりを進めようとする地区を「景観まちづくり協定地区」として認定し、その取り組みを支援する。

【景観まちづくり協定地区の認定要件】

- ・土地がまとまった状態で、おおむね1ヘクタール以上であること
- ・地区内の土地の所有者及び建築物等の所有者の3分の2以上の同意があるもの
- ・地区内の土地のうち3分の2以上の面積の土地所有者から同意を得ているもの

【景観形成についての提案】

地区内の公共施設の整備や改善、民有空間の整備について提案する（景観形成提案書）ことができる。市は、公共施設等の整備等について、その提案書に配慮した整備を行う。

【経費の一部を助成】

景観まちづくり協定に基づく活動や景観形成提案書策定のための活動、景観まちづくり協定に基づいて行われる行為（建築物や公開空地などの整備、緑化など）について、経費の一部を助成する。

◆景観まちづくり協定地区一覧表

(令和6年4月1日現在)

No.	景観まちづくり協定の名称	認定月日	区域面積(㎡)
1	旧七日町並み協定	H7/7/12	16,314
2	鶴亀ハイタウン景観協定	H7/7/12	52,804
3	七日町通り下の区町並み協定	H7/9/1	41,931
4	博労町通り上ノ区町並み協定	H8/9/9	16,900
5	七日町中央まちなみ協定	H8/9/27	30,032
6	芦ノ牧温泉街景観協定	H9/4/14	151,546
7	野口英世青春通り町並み協定	H9/7/29	64,900
8	町方蔵しっく通り景観協定	H11/3/29	92,559
9	会津ふれあい通り町並み協定	H12/6/23	39,006
10	融通寺町町並み協定	H15/3/26	42,922
11	東山温泉街景観協定	H17/3/22	185,676

大規模行為の届出

大規模な建築物や工作物の新築や外観の模様替え、または色彩の変更、土地の造成や山砂等の採取、屋外の物品の集積等については、周辺景観に大きな影響を与えるため、景観法の規定により、一定規模以上の行為について届出が必要となる。

【事前協議】

大規模行為の届出は、着手予定日の30日以上前までに行わなければならないが、その届出の前（30日もしくは60日以上前に）に事前協議が必要となる。

【大規模行為の助言、指導等】

行為の届出に対し、景観計画に定める景観形成基準に基づき、必要に応じて助言や指導等を行う。

【経費の一部を助成(大規模建築物を対象)】

公開空地(公共に3m以上面した10㎡以上の土地)における緑化やストリートファニチャー等の整備について、経費の一部を助成する。

◆届出対象行為

【建築物】

◇ 新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更

- ・高さ10m以上
- ・3階建て、かつ延床面積500㎡以上
- ・延床面積1,000㎡以上

※景観重点地区「鶴ヶ城周辺地区」（沿道景観形成地区）の届出基準

- ・高さ5m以上
- ・延床面積10㎡以上

【工作物】

◇ 新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更

届出対象行為	規模
①擁壁、垣、塀類	高さ5m以上 (1.5m以上)
②コンクリート柱、鉄柱類 ③煙突、排気塔類 ④電波塔、風車類	高さ10m以上 (5m以上)
⑤電線路等の支持物	高さ20m以上 (5m以上)
⑥高架水槽、パラボラアンテナ類 ⑦コンクリートプラント等の製造施設類 ⑧立体駐車場	高さ10m以上 (5m以上) 築造面積

⑨石油、ガス等の貯蔵・処理施設 ⑩ごみ処理、産廃処理施設類 ⑪彫像、記念碑類 ⑫風力発電設備、太陽光発電設備	1,000㎡以上 (10㎡以上)
---	---------------------

【開発行為、水面の埋立て又は干拓】

- ・面積 3,000㎡以上（500㎡以上）
- ・法面の規模が高さ 5 m 以上、かつ延長 10 m 以上（法面の高さ 1.5 m 以上）

【鉱物の掘採、土石類の採取】

- ・面積 3,000㎡以上（500㎡以上）
- ・法面の規模が高さ 5 m 以上、かつ延長 10 m 以上（法面の高さ 1.5 m 以上）

【屋外の物品の集積や貯蔵】

- ・面積 500㎡以上（100㎡以上）
- ・高さ 3 m 以上（1.5 m 以上）

※（ ）は「鶴ヶ城周辺地区」（景観重点地区）の沿道景観形成地区の届出基準

※高さとは、建築基準法上の高さ（平均地盤面からの高さ）ではなく見附の高さ

歴史的景観

本市に脈々と息づいている歴史や伝統、文化は、先人たちが長い年月をかけて育んできた貴重な財産であり、会津若松らしい景観形成の礎となっている。これらを後世に伝え、本市にふさわしい景観形成を推進するため、重要な建造物等を歴史的景観指定建造物に指定し、保存・活用を図る。

【歴史的景観指定建造物の届出・助言・指導】

現状を変更する場合は届出が必要であり、届出の内容に応じて助言や指導を行う。

【経費の一部を助成】

歴史的景観指定建造物の維持管理に要する費用の一部を助成する。

【歴史的景観指定建造物】

No.	建造物の名称	所在地	指定年度
1	福西本店	中町 4-16	H9
2	(株)白木屋漆器店	大町一丁目 2-10	
3	會津壹番館	中町 4-18	
4	末廣酒造(株) 嘉永蔵	日新町 12-38	

5	(株)満田屋	大町一丁目 1-25、26	
6	会州一蔵	相生町 7-17	
7	鈴木屋利兵衛	大町一丁目 9-3	
8	学校法人 東明	大町二丁目 1-5	
9	旧大島蔵	大町二丁目 1-3	H10
10	竹藤	中央一丁目 2-7	
11	花と陶器 永山	七日町 1-30	
12	神禧堂薬館	上町 3-24	
13	滝谷建設工業(株) 会津若松店社屋	大町一丁目 2-8	
14	宮泉銘醸(株)	東栄町 8-7	H11
15	日本基督教団 若松栄町教会	西栄町 8-37	
16	渋川問屋	七日町 3-28	
17	林家住宅	材木町一丁目 9-25	H12
18	旧会津実業信用組合	中央一丁目 4-9	
19	東山温泉 向瀧	東山町湯本字川向 200	
20	鈴善漆器店	中央一丁目 3-28	H13
21	松本家住宅及び土蔵	上町 4-1	
22	菊地金粉製作所	大町一丁目 3-39	
23	旧郡山商業銀行 若松支店	大町一丁目 9-8	H14
24	羽金家住宅	大町二丁目 7-7	
25	旧黒河内胃腸病医院	中町 1-20	H15
26	旧若松庶民金庫	相生町 7-2	
27	旧遠藤米穀店	中町 1-24	H18
28	関善吉薬局	川原町 2-13	
29	高橋庄作酒造店	門田町一ノ堰字村東 755	H19
30	小森家の長屋門と土蔵	北会津町中荒井 22	H19
31	板橋家の母屋及び土蔵	河東町郡山字古宮 23	H20
32	阿弥陀寺の御三階	七日町 4-20	
33	会津天宝醸造(株)	大町一丁目 1-24	H21
34	田中稻荷神社	大町一丁目 1-5	H25

自然景観

自然資源を保全するため、景観形成上重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地に指定し、保存を図る。

【自然景観指定緑地の届出・助言・指導】

現状を変更する場合は届出が必要であり、届出の内容に応じて助言や指導を行う。

【経費の一部を助成】

自然景観指定緑地の管理に要する経費の一部を助成する。

【自然景観指定緑地】

No.	緑地の名称	所在地	指定年度
1	蚕養国神社の森	蚕養町 2-1	H11
2	実成寺の森	大町二丁目 6-35	
3	諏方神社の森	本町 10-32	
4	八幡神社の森	一箕町八幡字八幡 43	
5	白露庭	追手町 6-6	
6	桜ヶ岡出世地蔵尊のケヤキ	東栄町 329	H12
7	八角神社の森	宮町 4-50	
8	巖島神社のスギ	一箕町八幡字弁天下甲 1405	
9	妙法寺のケヤキ	馬場本町 3-34	
10	錦町稻荷神社跡のエノキ	錦町 1-2	H13
11	小谷のイチョウ	大戸町小谷川端 54	
12	小谷・初瀬川家のシダレザクラ	大戸町小谷川端 10	
13	一ノ堰羽黒墓地の種蒔桜（夫婦桜）	門田町一ノ堰字羽黒西 16	
14	下馬渡・熊野神社の森	湊町共和字熊野森 77	H14
15	西田面・白旗八幡神社の森	湊町共和字西田面 587	
16	経沢・守屋神社のスギ	湊町平潟字夏狼ヶ嶽乙 1477	
17	日吉神社の森	門田町飯寺字村西 710	H15

18	神指城跡のサクラ	神指町高瀬字五百地 1637 他	H16
19	羽黒山湯上神社大鳥居脇のモミ	東山町湯本字寺屋敷 11	
20	本覚寺のケヤキ	行仁町 12-59	
21	滝沢・三浦家の大カヤ	一箕町八幡字三島 28	
22	東麻生の種蒔桜	北会津町東麻生字姥小作 756	H17
23	横山家のケヤキ	北会津町東麻生字七ツヲサ 718	H18
24	田村山・住吉神社の森	北会津町田村山字堂ノ下 148 外	
25	東泉寺のイチョウ	北会津町安良田字村中 439	
26	下荒井・熊野神社の森	北会津町下荒井字宮ノ西 611 外	
27	東山温泉街のケヤキ	東山町湯本字川向 209-4 地先	H19
28	遠藤家のケヤキ	河東町郡山字北郡 22-1	
29	大和田八幡神社の森	河東町大田原字宮腰 15-3	
30	八葉寺の森	河東町広野字権現塚 2 外	H20
31	菅原神社のケヤキ	天神町 592	H21
32	如来堂のイチョウ	神指町如来堂 26	H25
33	東城戸・神明神社の樹林	神指町東城戸 404	
34	八王子神社の森	北会津町鷲林字村東 97-1	R1
35	二本木稻荷神社のケヤキ	神指町南四合字幕内 78	

美しい会津若松景観助成制度

景観重点地区や景観まちづくり協定地区などを対象に、技術的なアドバイスを行うとともに、修景等にかかる経費の一部を助成する。

◆景観重点地区（助成率：2/3）

鶴ヶ城周辺地区のうち沿道景観形成地区

- ・建築物などの新築、改築、増築や移転工事のうち、外観にかかわるもの（200万円まで）
- ・建築設備、サービススペースなどの隠ぺい工事（100万円まで）
- ・外観の大規模な模様替えや色彩の変更（100万円まで）
- ・道路などの公共に面する部分の緑化や公開空地の緑化、ストリートファニチャーなどの整備（70万円まで）

◆景観まちづくり協定地区（助成率：1/2）

住民の方々が自主的に建築物の形態などについて協定を結び、市の認定を受けた地区

- ・協定地区の景観形成提案書（計画書）の策定、活動等（50万円まで、3年間限度）
- ・建築物などの新築、改築、増築や移転工事のうち、外観にかかわるもの（100万円まで）
- ・建築設備、サービススペースなどの隠ぺい工事（70万円まで）
- ・外観の大規模な模様替えや色彩の変更（70万円まで）
- ・道路などの公共に面する部分の緑化や公開空地の緑化、ストリートファニチャーなどの整備（50万円まで）

◆大規模行為の届出対象物件（助成率：1/3）

公開空地の緑化、ストリートファニチャーなどの整備（50万円まで）

◆歴史的景観指定建造物（助成率：2/3）

歴史的景観指定建造物の指定を受けた建築物など

- ・外観の修景工事：200万円まで
- ・断熱・防水化工事：100万円まで

◆自然景観指定緑地（原則10年間）

自然景観指定緑地の指定を受けた緑地、樹木など

- ・樹木の維持管理：1本当たり 5,000円
- ・樹林・緑地等の維持管理：1㎡当たり 5円

表彰等各種PR施策

景観形成に関して優れた効果をもたらした場合等、その貢献者に対する表彰制度として、平成5年度より毎年美しい会津若松景観賞を実施してきたが、令和2年度に制度の見直しを行い景観認定制度へ移行した。

また、将来を担う子どもたちを対象とした大好きな会津絵画コンクールを実施し、各種広報やホームページ等で紹介するなど、市民の景観に対する意識の高揚を図ってきた。

◆美しい会津若松景観賞

平成5年度から平成30年度まで計26回実施し、合計107件の建築物や活動などを表彰した。

- ・まもる賞53件
- ・つくる賞39件
- ・そだてる賞11件
- ・特別賞4件

◆景観認定制度

市民協働による景観まちづくりの推進を図るため、会津若松らしい景観の形成に寄与し、景観上優れた効果をもたらしたと認められるものや取り組み等を認定する。（令和3年度より実施）

- ・認定総数9件

◆大好きな会津絵画コンクール

子どもの頃の思い出は、まちなみや自然風景等と重ね合わせて心に刻まれており、そのことが自分の育ったふるさとへの愛着や景観に対する思いに繋がる契機となることが多いことから、市内の小中学生を対象として平成8年度より計28回開催している。

- ・応募総数10,382件（毎年350点程度）
- ・入賞総数951件（毎年30点程度）

屋外広告物等に関する条例

ポスターや立看板などの屋外広告物は、生活に必要な情報を提供したりまちににぎわいや活気をもたらすなど重要な役割を果たしている。しかし、無秩序に設置されたり、破損・老朽化など適切な管理がなされていない広告物が氾濫すると、情報が的確に伝わらないだけでなく、景観を損なったり公衆に危害を及ぼしたりするなど、周囲に大きな影響を与えることになってしまう。

屋外広告物についてはこれまで、福島県屋外広告物条例（以下「県条例」）に基づき、規制・誘導を図ってきたが、会津若松らしい広告景観の形成を推進するため、本市の地域特性に応じた独自の表示基準等を定めた「会津若松市屋外広告物等に関する条例」（平成30年4月1日施行）を平成29年12月に制定した。

屋外広告物とは

屋外広告物は、屋外広告物法において以下の要件を満たすものと定義されている。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆（不特定多数の人）に表示されるもの
- ④看板・立看板・貼紙・貼札や広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出、表示されたものやこれらに類するもの

規制の概要

屋外広告物等に関する条例は、これまでの県条例による基準を基本としながら、規制対象区域を市全域（景観計画区域）に拡大し、景観重点地区を中心に、屋外広告物を表示、または屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」）を設置する場合、表示できる屋外広告物の種類や表示面積、高さ、色彩などについて、本市独自の基準を定めている。

特別規制地域等

特別規制地域等は、原則として屋外広告物の表示や掲出物件の設置が禁止されている地域である。

本市では、県条例における第一種、第二種特別規制地域等に加え、本市独自の規制地域として第三種、

第四種、第五種特別規制地域等を設け、それぞれの地区の景観特性に応じた基準を定めている。

【特別規制地域等の区分】

区分	具体的地域
第一種特別規制地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
	景観重点地区 （磐梯山・猪苗代湖周辺地区）
	重要文化財である建造物、天然記念物の敷地
	風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
	国立・県立自然公園の特別地域 （都市計画区域外）
第二種特別規制地域等	重要文化財である建造物、天然記念物の周囲300m以内
	国立・県立自然公園の特別地域 （都市計画区域内）
	都市公園の区域
	高速自動車道路及びその両側500mの区域
	指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域
	官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
第三種特別規制地域等	古墳・墓地・神社等の敷地
	景観重点地区（鶴ヶ城周辺地区）
第四種特別規制地域等	景観計画に定める歴史回廊等（鶴ヶ城～東山温泉～飯盛山を結ぶ主要道路の沿線：飯盛山通り、県道湯川大町線等）
第五種特別規制地域等	景観重点地区（眺望景観保全地区）

普通規制地域等

普通規制地域等に屋外広告物を表示、または掲出物件を設置する場合は、原則として市長の許可を受けなければならない。

【普通規制地域等の区分】

区分	具体的地域
第一種 普通規制 地域等	市景観計画における景観計画区域 (特別規制地域等及び第二種普通規制地 域等を除く市内全域)
第二種 普通規制 地域等	都市計画法の商業地域・近隣商業地域

禁止物件

良好な景観の形成と風致の維持のため、その物件が持つ本来の機能や効能を阻害することのないよう、原則として屋外広告物の表示を禁止する工作物等を規定している。この制限は、地域指定に関わりなく市内すべての禁止物件に適用される。

【主な禁止物件】

橋りょう、トンネル、街路樹、交通信号機、道路標識、カーブミラー、消火栓、火災報知器、電話ボックスなど

禁止広告物

破損していたり倒壊または落下のおそれがある屋外広告物や、交通信号機や道路標識の効用を妨げたり道路の安全を阻害するおそれがある屋外広告物は、いかなる場合においても表示、掲出してはならない。これは、市内すべての屋外広告物に適用される。

適用除外

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習、祭礼のための広告物も含まれる。これらすべてを一律に規制すると、社会生活に支障をきたすおそれがあるため、目的や用途などに応じて適用除外とするものを定めている。

【主な適用除外広告物】

- ・法令により表示する広告物（道路標識等）
- ・公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、立て札等
- ・公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を表示する広告物（面積等の基準有）
- ・国、地方公共団体または公共的団体が公共的目的を持って表示する広告物（一部届出制）

特定屋内広告物の基準

特定屋内広告物は、屋外広告物法に基づかない広告物であり許可申請等は不要だが、景観へ及ぼす影響が大きいと、努力義務として基準を定めている。

【特定屋内広告物の掲出基準】

- ・建築物の1階以下：開口部等の50%以下
- ・建築物の2階以上：開口部等の30%以下
- ・彩度は各規制地域等の基準と同様

事前相談・事前協議

屋外広告物を表示、または掲出物件を設置する場合、事前相談が必要である。

特に、大規模な屋外広告物（設置面からの高さが10m以上、または1面15㎡以上）の表示や掲出物件の設置には、許可申請書を提出する30日前までに事前協議が必要となる。

違反等に対する措置・罰則

◆勧告・公表・措置

特別規制地域等や禁止物件、普通規制地域等の適用除外基準または許可基準に違反して屋外広告物を表示している場合や、禁止広告物を表示したり管理義務規定に違反している場合等については、除却、その他必要な措置を講ずるよう勧告する場合がある。

また、この勧告に正当な理由なく従わない場合は、氏名等を公表する場合がある。さらに、氏名等の公表後も正当な理由なく必要な措置をとらない場合は、措置命令を行う場合がある。

◆許可の取り消し

許可条件に違反した場合や変更許可を得なかった場合、または虚偽の申請その他不正な手段で許可を受けた場合等は、許可を取り消す場合がある。

◆罰則

違反行為を防止し、報告及び立入検査規定の実効性を確保するため、除却命令や措置命令に従わなかった場合や立ち入り検査等に従わなかった場合等は、内容に応じて 20 万円から 50 万円の罰金に処する場合がある。

安全性の確保

近年、全国的に屋外広告物の老朽化や自然災害等による落下や破損などの事故が発生し、安全性の確保が課題となっていることから、「会津若松市屋外広告物等に関する条例」の一部を改正した。

屋外広告物等の表示等を行った者の管理責任の明確化を図るとともに、管理を行う者の設置義務及び点検等に関し必要な事項を定めることにより、屋外広告物等の安全性の確保を図っている。

歴史的風致維持向上計画

歴史的価値の高い建造物の維持管理には多くの手間と費用を要し、高齢化や人口減少による担い手不足等の影響もあり、歴史と伝統を反映した人々の生活が薄れつつある。

歴史的なまちなみや建造物、周辺市街地等の景観・観光資源の整備に伴う地域活性化と郷土文化に対する誇りを醸成し、市民との協働により歴史、文化、地域の特性を活かしたまちづくりを推進していくため、令和 4 年度に会津若松市歴史的風致維持向上計画を策定し、令和 5 年 6 月に国の認定を受けた。

計画期間は令和 5 年度から令和 14 年度とし、歴史的建造物と地域の人々による伝統的な活動を歴史的風致とみなし歴史的風致維持向上計画に位置付け、歴史まちづくりに関連する事業を推進することで市街地環境の魅力を向上させ次世代へ継承することを目的とする。

歴史的風致

◆歴史まちづくり法

日本各地には、城や神社などの歴史上価値の高い建造物とその周辺における町家などの歴史的な建造物が残されており、そこで伝統的な祭礼行事や産業など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、地域固有の風情、情緒、たぐいまれな醸し出している。

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）は、このような良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、平成 20 年 11 月 4 日に施行された。

◆歴史的風致

歴史まちづくり法第 1 条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義される。

【歴史的風致一覧】（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	歴史的風致の名称（地区名）
1	鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致（鶴ヶ城周辺地区）
2	十日市をはじめとする町方文化にみる歴史的風致（町方地区）
3	会津の古寺と念仏踊りをはじめとする仏教行事にみる歴史的風致（冬木沢地区）
4	飯盛山と白虎隊をはじめとする先人慰霊にみる歴史的風致（飯盛山周辺地区）
5	東山温泉街に息づく神事ともてなしにみる歴史的風致（東山温泉街地区）

◆重点区域（歴史的風致維持向上区域）

国指定の重要文化財建造物や史跡・名勝等を含む歴史的風致のうち、複数の風致が重複している区域において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる区域を、重点区域（歴史的風致維持向上区域）として指定している。

- ・対象となる風致の地区名：鶴ヶ城周辺地区、町方地区、飯盛山周辺地区
- ・重点区域の面積：599ha

都市公園

公園、緑地は市民の憩いの場として、また、散策、スポーツの場として市民に資するほか、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難地等大きな役割を持つもので、都市生活上不可欠な施設である。

本市の周辺には、緑に恵まれた自然環境の良好な背炙山公園、小田山公園を有し、さらには、スポーツ施設と緑地を兼ねた会津総合運動公園と大川緑地等4箇所の緑地を配置している。

また市街地には、鶴ヶ城公園、東部公園及び各所に街区公園を配置し、都市の緑化美化、都市機能の向上に努めており、市街地人口、行政区域内人口1人当たりの公園面積は、都市公園条例上の標準面積に達している。

今後も、公園・緑地機能の保全と充実に努めている。

◆ 都市公園種別面積

(令和6年4月1日現在)

種 類		種 別	都市計画決定		行政区域内供用		市街化区域内供用	
			公園数	面積 (ha)	公園数	面積 (ha)	公園数	面積 (ha)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	35	8.49	51	11.50	49	11.20
		近隣公園	2	2.90	3	4.16	3	4.16
		地区公園	—	—	1	2.80	1	2.80
	都市基幹公園	総合公園	1	37.30	1	37.30	1	37.30
		運動公園	1	30.00	1	30.00		
特殊公園		風致公園	2	82.49	2	82.49		
		歴史公園	1	0.13	1	0.13	1	0.13
		墓 園	1	23.60	1	8.91	1	8.91
都 市 緑 地			4	13.58	19	23.09	14	3.99
緑 道			1	0.74	1	0.74	1	0.74
大規模公園		広域公園	1	43.70	1	42.60		
合 計			49	242.93	82	243.72	71	69.23
1人当たりの面積 ()は条例に定める面積標準					21.89㎡/人 (10.00㎡/人)		7.41㎡/人 (5.00㎡/人)	

◆ 都市公園一覧

種 類			都市公園名	所在地	都市計画 決定面積 (ha)	供用開始 面積 (ha)	供用開始年月日
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	名子屋町児童公園	大町二丁目	0.05	0.05	昭和31年10月15日
			住吉児童公園	材木町一丁目	0.08	0.08	昭和24年 9月30日
			中央児童公園	栄町	0.10	0.10	昭和24年10月 1日
			つばくろ公園	城前	0.80	0.56	昭和30年 4月 1日
			諏訪公園	本町	0.20	0.20	昭和44年11月 1日
			小田垣公園	城東町	0.12	0.12	平成 3年 4月 1日
			駅前公園	駅前町	0.14	0.14	昭和45年11月30日
			薬師公園	館馬町	0.12	0.12	昭和45年11月30日

種 類			都市公園名	所在地	都市計画 決定面積 (ha)	供用開 始面積 (ha)	供用開始年月日
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	七日町公園	西七日町	0.19	0.19	昭和46年11月30日
			材木町公園	材木町二丁目	0.15	0.15	昭和47年11月13日
			緑町公園	緑町	0.13	0.13	昭和48年10月10日
			金川町公園	金川町	0.21	0.21	昭和50年10月21日
			大町中央公園	中央二丁目	0.65	0.65	昭和50年 4月 1日
			大町白虎公園	白虎町	0.30	0.49	昭和55年10月11日
			日新町公園	日新町	0.20	0.20	昭和51年12月 2日
			大川幼児公園	幕内東町	0.12	0.12	昭和52年 1月14日
			居合1号公園	居合町	0.30	0.30	昭和53年 1月23日
			石堂町公園	町北町大字上荒久田	0.23	0.23	昭和53年 7月 1日
			黒岩公園	天神町	0.20	0.20	昭和54年10月 1日
			城西町公園	城西町	0.20	0.20	昭和55年10月11日
			愛宕山公園	慶山二丁目	0.49	0.49	昭和58年 1月 7日
			千石さくら公園	東千石三丁目	-	0.09	昭和62年 3月27日
			飯盛1号公園	飯盛三丁目	-	0.16	昭和62年11月25日
			松長1号公園	一箕町松長一丁目	0.38	0.38	平成 3年 3月29日
			松長2号公園	一箕町松長三丁目	0.25	0.25	平成 9年 7月 1日
			松長3号公園	一箕町松長六丁目	0.25	0.25	平成10年 4月 7日
			松長4号公園	一箕町松長五丁目	0.27	0.27	平成20年 3月31日
			(松長5号公園)	一箕町松長六丁目	0.29	-	-
			西栄町公園	西栄町	-	0.14	平成 5年 4月 1日
			石高公園	門田町大字黒岩	0.15	0.15	平成 9年 3月28日
			さつき美咲公園	五月町	0.13	0.13	平成20年 3月31日
			五月町わんぱく公園	五月町	0.17	0.17	平成20年 3月31日
			つるかめ公園	一箕町大字鶴賀	-	0.21	平成10年 3月31日
			中央公園	真宮新町南四丁目	0.21	0.21	昭和61年 4月 1日
			昭和公園	真宮新町南三丁目	0.23	0.23	平成 6年 4月11日
			さくら公園	真宮新町南一丁目	0.42	0.42	平成 9年 4月 1日
			亀公園	真宮新町北二丁目	-	1.02	平成16年11月 1日
			高塚公園	河東町南高野	0.18	0.18	昭和63年 3月28日
			(長谷地公園)	河東町東長原	0.18	-	-
			(一本木公園)	河東町熊野堂	0.40	-	-
			千石東の杜公園	東千石二丁目	-	0.09	平成21年 3月31日
			東台公園	河東町金田	-	0.12	平成21年 3月31日
			水季の里公園	北会津町水季の里	-	0.18	平成21年 3月31日
			扇町2号公園	扇町	-	0.22	平成23年 4月25日
			扇町3号公園	一箕町大字亀賀	-	0.25	令和 2年 3月31日
			扇町4号公園	一箕町大字亀賀	-	0.37	平成31年 3月29日
			扇町5号公園	一箕町大字亀賀	-	0.20	平成31年 3月29日

種 類			都市公園名	所在地	都市計画 決定面積 (ha)	供用開 始面積 (ha)	供用開始年月日
基幹公園	住区公園	街区公園	扇町 6 号公園	白虎町	－	0.14	平成27年 3月31日
			扇町 7 号公園	山見町	－	0.18	平成27年 3月31日
			扇町 8 号公園	山見町	－	0.14	平成26年 3月31日
			扇町 9 号公園	白虎町	－	0.08	令和 2年 3月31日
			扇町12号公園	一箕町大字亀賀	－	0.08	平成26年 3月31日
			徳久公園	門田町大字徳久	－	0.19	平成29年 3月31日
			城北町 1 号公園	城北町	－	0.07	平成31年 3月29日
		近隣公園	東部公園	桧町	1.10	1.10	昭和63年12月13日
			広田西公園	河東町広田	1.80	1.73	平成22年 3月31日
			扇町 1 号公園	扇町	－	1.33	令和 4年 4月 1日
地区公園	門田緑地	門田町工業団地	－	2.80	昭和59年 5月27日		
	都市基幹公園 総合公園 運動公園	鶴ヶ城公園	追手町、城東町	37.30	37.30	昭和58年 8月16日	
		会津総合運動公園	門田町大字御山	30.00	30.00	平成元年 9月 1日	
特殊公園	風致公園	背炙山公園	湊町大字赤井	72.39	72.39	昭和31年 8月10日	
		小田山公園	門田町大字黒岩	10.10	10.10	昭和33年 4月10日	
	歴史公園	蒲生氏郷記念公園	栄町	0.13	0.13	平成19年 4月16日	
	墓 園	大塚山墓園	一箕町大字八幡	23.60	8.91	昭和42年 4月 1日	
都市緑地		大川緑地	門田町大字一ノ堰	10.50	8.26	昭和58年 1月 7日	
	居合緑地	堤町	0.17	0.17	昭和58年 1月 7日		
	橋詰広場	南花畑	－	0.01	平成 5年 4月 1日		
	錦町広場	錦町	－	0.04	平成 6年 3月31日		
	物流 1 号緑地	インター西	2.20	1.05	平成17年 3月31日		
	物流 2 号緑地	インター西	(上記に含む)	0.09	平成21年 3月31日		
	物流修景緑地	インター西	(上記に含む)	0.88	平成21年 3月31日		
	くつろぎ緑地	東山町大字石山	0.71	0.68	平成15年 7月 1日		
	たかく公園	神指町大字高久	－	0.62	平成10年 3月31日		
	赤ベコ公園	神指町大字高久	－	0.14	平成10年 3月31日		
	大川南四合緑地	神指町大字南四合	－	5.44	平成15年 5月24日		
	蟹川緑地	北会津町蟹川	－	4.64	平成16年11月 1日		
	一ノ堰 1 号緑地	門田町大字一ノ堰	－	0.37	平成21年 3月31日		
	松長 1 号緑地	一箕町松長二丁目	－	0.13	平成21年 3月31日		
	滝沢13号緑地	北滝沢一丁目	－	0.08	平成21年 3月31日		
	八角13号緑地	八角町	－	0.12	平成21年 3月31日		
	飯寺11号緑地	門田町大字飯寺	－	0.09	平成21年 3月31日		
	飯寺12号緑地	門田町大字飯寺	－	0.20	平成21年 3月31日		
	飯寺19号緑地	門田町大字飯寺	－	0.08	平成21年 3月31日		
	緑 道		松長緑道	一箕町松長四丁目	0.74	0.74	平成 9年 4月25日
大規模公園	広域公園	会津 レクリエーション公園	湊町大字赤井	43.70	42.60	平成18年 4月21日	
合 計					242.93	243.72	

運動施設

会津総合運動公園

会津総合運動公園は、会津地方全域を対象とした広域的な総合スポーツ施設として、門田町御山地内の山紫水明の地に計画されたものであり、敷地形態は東西に 850 m、南北に 500 m のほぼ長方形をなし、西は国道 118 号、南は都市計画道路門田本郷線、中間部では都市計画道路亀賀御山線に接続しており、利便性は非常に高い公園である。

面積 30ha の中には、修景施設、休養施設、便益施設、遊戯施設等を配置し、運動施設としては、野球場、多目的広場、テニスコート、多目的体育館などがあり、平成 25 年 4 月には、陸上競技場の供用を開始した。

平成 27 年度に行った陸上競技場駐車場や公園内歩道整備等の完了をもって、計画面積すべての供用となった。

〈計画決定〉	昭和 58 年 8 月 16 日
〈事業認定〉	昭和 58 年 12 月 9 日
〈事業年度〉	昭和 58 年度～平成 27 年度
〈計画面積〉	30.00ha
〈施設内容〉	野球場、テニスコート、あいづドーム、多目的広場、体育館、陸上競技場、スケートパーク、ゲートボール場、相撲場、わんぱく広場、モニュメント広場、休憩広場、中央広場、プロムナード、駐車場、ふれあいの丘、いこいの原っぱ、屋外バスケットボールコート
〈駐車場〉	約 1,300 台
〈進捗率〉	平成 27 年度末現在 100.0% (供用面積ベース)

◆あいづ球場

・施工期間	昭和 60 年度～昭和 63 年度 (平成 27 年度スコアボード改修) (令和 2、3 年度スタンド改修)
・敷地面積	21,700㎡
・建築面積	3,596.21㎡
・グラウンド面積	14,000㎡
・左右翼線	100 m
・中堅線	122 m
・バックストップ	20 m
・収容人員	内野イス席 4,000 人 内野ベンチ席 3,000 人 外野芝生席 8,000 人 計 15,000 人

◆テニスコート

・施工期間	平成元年度～平成 3 年度 (平成 25 年度人工芝化)
・敷地面積	23,800㎡
・砂入り人工芝コート	20 面
・RCスタンド	2,000㎡
・芝スタンド	1,600㎡
・収容人員	5,000 人
・ナイター照明	6 面

◆あいづ総合体育館

・施工期間	平成 2 年度～平成 5 年度 (令和元年度屋根改修)
・構造	RC 造地上 3 階・地下 1 階
・敷地面積	8,108.70㎡
・建築面積	4,919.57㎡
・延床面積	8,854.09㎡
・メインアリーナ(バスケットコート 3 面)	2,016㎡
・サブアリーナ(バスケットコート 1 面)	750㎡
・柔道場 (128 畳)	304.5㎡
・剣道場	304.5㎡
・弓道場 (近的 12 人用)	162.7㎡
・観客席 固定	1,048 席
移動	1,008 席

◆あいづドーム

・施工期間	平成 5 年度～平成 6 年度 (平成 25 年度人工芝化)
・構造	RC 造一部 2 階
・建築面積	2,998.99㎡
・延床面積	3,034.88㎡
・屋根	テフロン膜
・天井高	9.5～21.8 m
・砂入り人工芝コート (4 面)	2,873㎡

◆あいづ陸上競技場

・施工期間	平成 19 年度～平成 24 年度
・供用開始	平成 25 年 4 月
・敷地面積	30,082.69㎡
・建築面積	メインスタンド 1,307.99㎡ 競技場 18.812㎡
・日本陸上連盟第 3 種公認	全天候型 400m トラック 8 コース
・収容人員	メインスタンド 1,490 人 芝生スタンド 5,800 人

◆多目的広場 A・B グラウンド

・供用開始	平成 2 年 6 月
・敷地面積	21,160㎡
・野球場 (85 m×151 m)	2 面

◆多目的広場サッカー・ラグビー場

- ・供用開始 平成2年9月
(平成30年度人工芝化)
- ・敷地面積 11,645㎡
- ・サッカー場 1面 (68m×105m)
※8人制2面 (50m×68m)

◆ゲートボール場

- ・供用開始 平成8年4月
- ・敷地面積 2,569.40㎡
- ・ゲートボール場 2面 (25m×20m)

◆あいづ相撲場

- ・施工期間 平成29年度
- ・供用開始 平成30年4月
- ・建築面積 100㎡
- ・延床面積 81㎡
- ・構造 鉄骨造
- ・本土俵 7m×7m×0.5m

◆スケートパーク

- ・施工期間 令和4年度
- ・供用開始 令和5年4月
- ・敷地面積 2,251.1㎡
- ・セクション 7基

◆屋外バスケットボールコート

- ・施工期間 令和4年度
- ・供用開始 令和5年4月
- ・敷地面積 844.3㎡
- ・3×3コート 2面 (18m×14m)

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5年度	4年度	3年度
あいづ球場	27,007	21,866	7,427
テニスコート	35,406	37,255	35,967
あいづ総合体育館	112,442	80,434	62,655
あいづドーム	28,914	26,040	27,600
あいづ陸上競技場	75,556	44,347	53,696
A・Bグラウンド	12,419	11,749	9,058
サッカー・ラグビー場	21,777	20,360	26,724
ゲートボール場	633	540	654
あいづ相撲場	925	757	236
わんぱく広場	36,950	51,787	42,414
合 計	352,029	295,135	266,431

鶴ヶ城公園

◆鶴ヶ城体育館

- ・築造年月 昭和48年3月
- ・構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- ・敷地面積 21,297.46㎡
- ・建築面積 3,589.97㎡
- ・延床面積 5,319.37㎡
- ・アリーナ面積 1,548.59㎡
- ・2、3階固定席 1,536席
- ・収容人員 4,000人

◆第二球場

- ・築造年月 昭和25年5月
- ・敷地面積 9,700㎡
- ・建築面積 ダックアウト 56.60㎡
記録室 30㎡
- ・左右翼線 86.50m
- ・中堅線 100m

◆会津水泳場

- ・築造年月 昭和26年7月
- ・敷地面積 9,393.66㎡
- ・建築面積 管理棟ほか 1,112.67㎡
- ・日本水泳連盟公認50mプール 8コース
- ・飛び込みプール、25mプール、幼児プール

◆会津庭球場

- ・築造年月 昭和27年9月
- ・敷地面積 3,929.42㎡
- ・クラブハウス 129.20㎡
- ・クレーコート 4面

◆武徳殿

- ・築造年月 昭和9年7月
- ・敷地面積 680㎡
- ・建築面積 武徳殿 387.55㎡
管理棟 188.796㎡
- ・剣道場 2面

◆弓道場

- ・築造年月 大正14年4月
- ・敷地面積 390㎡
- ・建築面積(4人立ち) 110.0791㎡

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5年度	4年度	3年度
鶴ヶ城体育館	69,978	62,381	45,366
第二球場	3,980	5,388	4,122

会津水泳場	18,008	14,002	13,907
会津庭球場	3,548	3,372	3,515
武徳殿	7,420	5,674	4,586
弓道場	6,106	7,111	7,666
合 計	109,040	97,928	79,162

大川緑地

◆南・北グラウンド

- ・ 築造年月 昭和 58 年 1 月
- ・ 敷地面積 10,380㎡
- ・ 野球場 (72 m×144 m) 2 面

◆第 3 グラウンド

- ・ 築造年月 平成 5 年 4 月
- ・ 敷地面積 2,926㎡
- ・ ソフトボール場 (両翼 60 m) 1 面

◆サッカー・ラグビー場

- ・ 築造年月 昭和 58 年 1 月
- ・ 敷地面積 4,050㎡
- ・ グラウンド (50 m×80 m) 1 面

◆多目的広場

- ・ 築造年月 昭和 58 年 1 月
- ・ 敷地面積 11,495㎡

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
南 グ ラ ウ ン ド	3,099	4,279	2,783
北 グ ラ ウ ン ド	3,960	4,720	3,213
第 3 グラウンド	2,205	3,106	2,088
サッカー・ラグビー場	4,590	3,525	2,642
多 目 的 広 場	15,342	16,167	16,733
合 計	29,196	31,797	27,459

門田緑地

◆ソフトボール・野球場

- ・ 築造年月 昭和 59 年 6 月
- ・ 照明施設整備 (6 基) 平成 10 年 3 月
- ・ 敷地面積 8,578.30㎡
- ・ 左翼 82 m、右翼 83 m

◆テニスコート

- ・ 築造年月 (クレートコート) 昭和 59 年 6 月
(平成 10 年度人工芝化)

(令和 2 年度ハードコート化)

- ・ 敷地面積 2,892.84㎡
- ・ 人工芝コート 3 面

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
ソフトボール・野球場	10,487	8,860	8,585
テニスコート	3,036	3,354	3,338
合 計	13,523	12,214	11,923

大川南四合緑地

◆多目的広場

- ・ 築造年月 平成 15 年 3 月
- ・ 敷地面積 9,600㎡

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
多目的広場	7,997	8,542	7,877

※18 年度より許可施設 (無料)

蟹川緑地

◆多目的広場・自由広場

- ・ 築造年月 昭和 57 年 12 月
- ・ 敷地面積 46,403㎡
- ・ 野球場 (両翼 90 m) 2 面
- ・ ソフトボール場 (両翼 75 m) 1 面
- ・ サッカー場 1 面

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
多目的広場・自由広場	2,435	1,435	2,140

市民ふれあいスポーツ広場

◆ふれあい体育館

- ・ 築造年月 昭和 48 年 11 月
- ・ 建築面積 1,519.34㎡
- ・ 床面積 2,147.37㎡
- ・ 施設 メインアリーナ・サブアリーナ
練習室・シャワー室

◆ふれあいハウス

- ・ 築造年月 昭和 48 年 12 月
- ・ 建築面積 289.30㎡
- ・ 床面積 436.66㎡
- ・ 施設 交流サロン・和室 4

◆ふれあいテニスコート

- ・ 築造年月 昭和 48 年
- ・ 敷地面積 1,315.14㎡
- ・ ハードコート 2 面

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
ふれあい体育館	45,721	46,132	43,005
ふれあいハウス	10,508	8,783	7,000
ふれあいテニスコート	2,710	2,900	2,593
合 計	58,939	57,815	52,598

コミュニティプール

◆屋内温水プール

- ・ 築造年月 平成 19 年 3 月
- ・ 建築面積 1,492.25㎡
- ・ 床面積 1,399.40㎡
- ・ 施設 25 m×6 コース
可動床
スロープ付
採暖室
更衣室
待合観覧席

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
屋内温水プール	40,875	37,381	34,090

小松原多目的運動場

◆多目的運動場

- ・ 築造年月 昭和 60 年 3 月
- ・ 敷地面積 13,112.00㎡

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
小松原多目的運動場	6,414	8,253	7,140

河東地区スポーツ施設

◆河東総合体育館

- ・ 築造年月 平成 6 年
- ・ 建築面積 3,620.25㎡
- ・ 床面積 3,772.95㎡

- ・ 施設 アリーナ (39.6 m×33.0 m)
フィットネスルーム
トレーニングルーム・会議室

◆河東弓道場

- ・ 築造年月 平成 6 年
- ・ 建築面積 256.40㎡
- ・ 床面積 228.94㎡
- ・ 施設射場 (6 人立)
控室 (和室 6 帖)

◆河東野球場

- ・ 築造年月 昭和 61 年
- ・ 敷地面積 28,330.00㎡
- ・ 野球場 1 面 (両翼 98.5 m)

◆河東テニスコート

- ・ 築造年月 平成 3 年
- ・ 敷地面積 2,240.0㎡
- ・ クレイコート 2 面

◆利用状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
河東総合体育館	50,303	42,546	32,768
河東弓道場	537	991	654
河東野球場	5,356	4,211	3,265
河東テニスコート	328	323	526
合 計	56,524	48,071	37,213

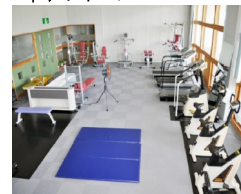
河東総合体育館



メインアリーナ



フィットネスルーム



一般財団法人会津若松市公園緑地協会

会津若松市公園緑地協会は、市民の心身の健全な発展に寄与するため、都市緑化を進め都市公園事業の発展振興を図ることを目的に、平成5年12月27日に設立され、平成6年4月から会津総合運動公園、平成9年4月から鶴ヶ城公園内運動施設と大川緑地、平成10年4月から門田緑地の管理を会津若松市から受託してきた。

指定管理者制度の導入により、平成18年4月からは、会津総合運動公園、鶴ヶ城公園内運動施設、大川緑地、門田緑地、大川南四合緑地、蟹川緑地、市民ふれあいスポーツ広場、小松原多目的運動場を指定管理者として管理している。管理にあたっては、公園等施設内の美化に努め、快適な自然とのふれあい、生活の潤いの場を提供しながら、利用者へのサービス向上を図り、都市緑化意識の高揚と都市緑化に関する知識の普及のために、園芸教室の開催等の活動も実施してきたところである。平成19年4月からは河東地区スポーツ施設、平成20年4月からは河東農村環境改善センター、平成25年4月からはあいづ陸上競技場、平成30年4月からは背炙山公園と、指定管理者としての受託管理施設も徐々に増加している。

また、組織の強化を図る上で、設立当初からの目標であった法人格を、平成22年1月26日に取得し、平成22年4月から一般財団法人会津若松市公園緑地協会として、指定管理者の業務を行っている。

管理している施設は、次のとおりである。

◎会津総合運動公園

(指定管理期間 平成18年4月より)

あいづ球場、テニスコート、あいづ総合体育館、あいづドーム、あいづ陸上競技場、多目的広場(A・B)、サッカー・ラグビー場、ゲートボール場、あいづ相撲場、スケートパーク、わんぱく広場、モニュメント広場、休憩広場、中央広場、プロムナード、駐車場、ふれあいの



会津総合運動公園内あいづ総合体育館

丘、いこいの原っぱ、屋外バスケットボールコート

※あいづ陸上競技場は平成25年4月より

※あいづ相撲場は平成30年4月より

◎鶴ヶ城公園

(指定管理期間 平成18年4月より)

鶴ヶ城体育館、第二球場、会津水泳場、会津庭球場、武徳殿、弓道場、多目的広場(旧陸上競技場)

◎背炙山公園

(指定管理期間 平成30年4月より)

レストハウス、野草ゾーン、冒険の森、キャンプ場、関白平、遊歩道

◎大川緑地

(指定管理期間 平成18年4月より)

南・北グラウンド、第3グラウンド、サッカー・ラグビー場、多目的広場、芝生広場

◎門田緑地

(指定管理期間 平成18年4月より)

ソフトボール・野球場、テニスコート

◎大川南四合緑地

(指定管理期間 平成18年4月より)

多目的広場、芝生広場

◎蟹川緑地

(指定管理期間 平成18年4月より)

多目的広場A・B・C、自由広場

◎市民ふれあいスポーツ広場

(指定管理期間 平成18年4月より)

ふれあい体育館、ふれあいハウス、ふれあいテニスコート、ふれあい広場

◎小松原多目的運動場

(指定管理期間 平成18年4月より)

多目的運動場

◎河東地区スポーツ施設

(指定管理期間 平成19年4月より)

河東総合体育館、河東弓道場、河東野球場、河東テニスコート

土地区画整理事業

大町土地区画整理事業

会津若松駅の東南に位置する当地区は、寺院、墓地等が散在し、かつ城下町特有のくい違い道路や袋小路が多く、自動車交通等に支障を来している状態であった。

これらの解消と都市計画道路の築造及び宅地の高度利用を図るため、昭和 37 年調査、昭和 39 年 3 月に総面積 35.2ha で都市計画決定し、昭和 57 年 2 月に完了した。

◆実施状況

施 行 者		会津若松市
区 域 決 定		S39. 3. 27
事 業 認 可		S40. 10. 8
地 区 面 積 (ha)		35. 2
事 業 着 手 年 度		S40
換 地 処 分 (公告日)		S57. 2. 27
事 業 費 (千円)	基 本 事 業 費	3,867,960
	管理者負担金	-
	そ の 他	83,075
	計	3,951,035
	m ² 当たり事業費 (円)	11,224
減 歩 率 (%)	平 均	20.57(12.17)
	最 高	56.40
物件移転 (戸)	要移転戸数	439
	移転済戸数	439
筆数(筆)	従 前	889
	換 地	917
権 利 者 (人)	所 有 権 者	471
	借 地 権 者	80
審議会 委員 (人)	所 有 権 者	7
	借 地 権 者	1
	学識経験者	2
清 算 金	総 額 (円)	28,780,938
	平均徴収額(円/件)	78,851
	平均交付額(円/件)	129,643

※ ()内は実質減歩率

扇町土地区画整理事業

当地区は、市街地の北に隣接した地区で、工業施設の立地を受け入れる地区として位置付けられていたが、昭和 54 年度から昭和 56 年度にかけて実施した調査（広域的条件調査、市街地環境評価や現況調査）の結果、既成市街地に連担する位置関係から住宅の進出が著しく、用途の混在化が顕著であることが判明した。

このような状態のまま開発が進めば、さらに用途の混在化に拍車がかかり、不良市街地となることが予想されたことから、土地区画整理事業により宅地需要に呼応した良好な環境の宅地を供給するとともに、公共施設を一体的に整備し、土地利用の高度化と用途の純化を促進させ、また、都市計画道路等の整備を図り、会津若松市の交通ネットワークの整備を早期に構築する必要が生じた。

このため、昭和 57 年に総面積 107.3ha で都市計画決定を受け、昭和 63 年 10 月 19 日に会津都市計画事業扇町土地区画整理事業の認可を得て事業に着手した。

実施計画（公共団体区画整理補助事業）において施行期間を昭和 63 年度から平成 15 年度までとして国に承認され、平成 2 年度より本格的に事業に着手した。

平成 4 年度からは、本事業を特別会計として設置し、事業促進と財源の明確化を図ることに努めた。その後、事業計画については、令和 5 年 1 月 31 日に第 6 回目の変更認可を受け、総事業費を 329 億 20 百万円、施行期間を令和 11 年 8 月 31 日（清算期間 5 年間を含む）として事業を推進している。

また、事業の進捗状況については、平成 4 年の磐越自動車道の開通に伴い、緊急課題であった国道 49 号の拡幅工事を完了させ、平成 15 年 3 月には、本事業の大きな目的の一つである（都）亀賀門田線、平成 18 年 4 月には（都）藤室鍛冶屋敷線、平成 19 年 12 月には（都）亀賀山見線、平成 20 年 10 月には（都）亀賀鶴ヶ城線、平成 24 年 11 月には（都）白虎山見線における暫定区間解消が図られ全線開通した。

令和 3 年度末の扇町 1 号公園の造成工事により、本事業における全ての公共施設が完成し、令和 6 年 1 月 26 日には換地処分の公告を実施したことから、令和 6 年度からは清算事務に着手している。

◆事業概要

令和6年3月31日

施 行 者		会津若松市
区 域 決 定		S57. 6.15
事 業 認 可（公 告 日）		S63.10.19
地 区 面 積（ha）		107.3
事 業 着 手 年 度		S63
換 地 処 分（公 告 日）		R6. 1.26
事 業 費 （千円）	基 本 事 業 費	16,591,000
	管理者負担金	994,673
	そ の 他	15,334,327
	計	32,920,000
	m ² 当たり事業費（円）	30,669
減歩率（%）	平 均	18.85
物件移転 （戸）	要移転戸数	516
	移転済戸数	516
筆数（筆）	従 前	3,881
	換 地	2,001
保留地等	保留地面積（m ² ）	62,198.86
	保留地平均単価（円/m ² ）	53,345
権 利 者 （人）	所 有 権 者	1,559
	借 地 権 者	62
審議会 委員 （人）	所 有 権 者	7
	借 地 権 者	1
	学識経験者	3
都市計画道路（5路線 W=20-12m）		5,250.2 m
区 画 道 路（12 ～ 4 m）		18,003.76 m
公 園	近 隣 公 園	1箇所
	街 区 公 園	11箇所

五月町組合施行土地区画整理事業

当地区は、中心市街地より西へ約1.5kmという地理的条件から、その周辺部とともに住宅団地が形成され、スプロール化の傾向にある地域であったため、適正な土地利用計画に基づき、都市計画道路をはじめとする公共施設の整備改善を行い、良好な住環境の確保と魅力ある市街地の造成を図る目的で、平成4年6月30日に約7.7haの市街化区域編入、用途地域の設定及び約9.8haの土地区画整理事業の都市計

画決定を行い、同年9月8日に事業認可がなされ事業に着手し、平成26年度に事業を完了した。

◆事業概要

施 行 者	五月町土地区画整理組合
地 区 面 積 (ha)	9.72
施 行 期 間	平成4年度～平成26年度
総事業費(千円)	2,141,172
平均減歩率(%)	25.85
地区内人口(人)	140
権 利 者 数(人)	237
要移転戸数(戸)	30
主 要 都 市 施 設	(都)高瀬東山線 (L=164.8m W=12~16m)
	(都)達摩飯寺線 (L=366.9m W=20m)
	公共下水道 (A=9.72ha)

真宮土地区画整理事業

当地区は、旧北会津村において区画整理組合により施行されたが、当時の状況は、松林や雑木林の間に畑や田が点在しており、また、公簿、公図と異なる状態で権利が設定されていた。これらの解消と道路、公園等といった公共施設を一体的に整備し、快適な居住環境と工場団地を造成するため、昭和56年に北会津村真宮土地区画整理組合を結成し事業に着手、昭和63年に事業を完了した。

◆実施状況

施 行 者	北会津村真宮土地区画整理組合
区域の公告日	昭和54年4月2日
組合設立認可日	昭和56年8月28日
地区面積（ha）	70.8
施 行 期 間	昭和56年度～昭和63年度
総事業費（千円）	2,025,659
平均減歩率（%）	26.95
権 利 者 数（人）	91
要移転戸数（戸）	2

道路・橋りょう

道 路

道路は、文化の一部として、また、商工業の担い手として末端の生活道路から幹線道路に至るまで、住民の生活基盤を構成する上で重要な役割を果たしている。特に高速交通時代の到来に対応する磐越自動車道（いわき－新潟間）の四車線化は、本市のみならず会津地域全体の開発と発展に重要な意義をもっている。

本市の道路は、町の中心部で城下町特有の狭い道路が多く、これに対処するために幹線道路の改良事業と舗装整備5カ年計画に基づく舗装新設、更には砂利道の砂塵緩和を図るための砂塵防止事業などを全体計画として積極的に推進している。

◆市内の道路状況

○路線数と実延長

区分	路線数	実延長(m)
国道	6	56,941
県道	23	130,047
市道	5,084	1,405,594
計	5,113	1,592,582

○路面別内訳

区分	舗装(m)	砂利道(m)	舗装率(%)
国道	56,941	—	100.0
県道	127,002	3,045	97.7
市道	972,060	433,533	69.2
計	1,156,003	436,578	72.5

※ 国、県道データは令和6年4月1日現在

◆市道の現況と整備状況

○路線数等 (令和6年4月1日現在)

区分	路線数	実延長(m)	舗装	
			延長(m)	率(%)
幹線Ⅰ級	42	114,200	102,957	90.2
幹線Ⅱ級	46	88,619	82,991	93.6
3級	3,199	816,907	706,542	86.5
4級	1,797	385,868	79,570	20.6
計	5,084	1,405,594	972,060	69.2

○橋りょう・トンネル等(令和6年4月1日現在)

区分	橋りょう	トンネル	踏切	歩道延長
幹線Ⅰ級	62		6	61,679
幹線Ⅱ級	61	2	9	11,313
3級	403		31	79,843
4級	128		4	
計	654	2	50	152,835

◆市道維持管理の保有車両状況

車種	台数
パトロール車	5
モーターグレーダ	4
タイヤドーザ	31
ダンプトラック	3
道路境界査定車	1
道路補修車	4
ロータリ車	18
ハンドロータリ	14
凍結防止剤散布	3

◆市道の認定基準

市道に認定する道路は、一般交通及び不特定多数の用に供する道路並びに地域開発のため、特に必要な道路並びに新設、改良を行う計画がある道路で、法令その他特別の定めがあるものを除き、次に該当するものである。

【幹線Ⅰ級】

- ① 都市計画決定された幹線道路
- ② 主要集落とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路
- ③ 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要生産施設とを連絡する道路
- ④ 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設又は主要観光地相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路
- ⑤ 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要観光地と密接な関係にある国道、県道または幹線Ⅰ級市町村道を連絡する道路

【幹線Ⅱ級】

- ① 国道、県道又は幹線Ⅰ級市道に連絡する道路
- ② 集落を相互に連絡する道路
- ③ 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な生産の場を結ぶ道路

【3級市道】

- ① 幹線Ⅰ級、Ⅱ級市道以外の道路で、原則として幅員4.0メートル以上の公共的性格を有する道路
- ② 特例として市長が特に認めた道路

【4級市道】

幹線Ⅰ級、Ⅱ級及び3級市道以外の道路で、一般の交通の用に供する道路

◆除雪

冬期間における交通網の確保と円滑化を図るため、官民一体となり、交通の確保に努めている。

○除雪状況

区分	5年度	4年度	3年度
除雪路線	3,335	3,315	3,345
除雪車台数(台)			
市有	69	67	64
委託	234	231	223
計	303	298	287
除雪延長(km)	974.3	972.7	975.1

○消融雪施設(消雪パイプ等)の布設状況

区分	車道部 路線数	車道部 延長(m)	歩道部 路線数	歩道部 延長(m)
国	4	11,727.0	3	7,226.0
県	5	8,951.0	0	0
市	14	6,234.6	2	2,346.0
計	23	26,912.6	5	9,572.0

【流雪溝】

雪に強いまちづくりは、本市における最重要課題の一つであるが、機械力による除雪だけでは自ずと限界があることから、猪苗代湖を利用した戸ノ口堰や湯川等の豊富な水資源、更に扇状地という本市の地理的特性による東西の勾配等の条件を生かした流雪溝により、歩行空間の確保に努めている。

○流雪溝の現況 (令和6年4月1日現在)

整備箇所	区分	延長(m)	利用組合数
宝町～追手町～新横町	路線1	2,722.7	8
花春町～栄町～日新町	路線2	2,080.0	10

天寧寺町～宮町～栄町	路線3	2,145.6	12
上町～栄町	路線4	225.1	—
宮町～徒之町	路線5	299.7	1
宮町	路線6・7・8	659.6	3
河東町八田野	北・南側	834.8	—
合 計		8,967.5	34

◆交通安全施設

区画線表示、カーブミラー設置、防護柵設置等の整備促進により、歩行者の安全を確保するとともに、交通事故の減少を目指している。

○交通安全施設の設置状況

区分	5年度	4年度	3年度
歩 道 (km)	0.3	0.3	0.3
区画線 (km)	0.3	0.3	0.3
防護柵 (km)	0.1	0.1	0.1
カーブミラー	12	6	8
案 内 標 識	0	0	0
照 明 灯	0	0	1

無電柱化の推進事業

無電柱化については、「安全で快適な通行空間の確保」「都市景観の向上」「安定したライフラインの実現」「情報通信ネットワークの信頼性向上」を主たる目的として、昭和61年から計画されており、現在においては「無電柱化推進計画」(令和3年度～令和7年度)に基づき、関係事業者の協力のもと整備を進めている。

整備内容は、架空電線類をケーブルボックスと管路からなる電線共同溝に収容し、道路から電柱・電線をなくすことにより無電柱化による都市景観の向上に加え、防災対策(緊急輸送道路・避難路の確保)、バリアフリー化等を推進し、良好な都市環境・住環境の形成や歴史的街並みの保全を図るものである。

本市においては「無電柱化推進計画」に基づき、平成24年度から福島県が国道252号(七日町工区)の整備に着手し、現在整備中である。

◆無電柱化整備路線（令和6年4月1日現在）

路線名	計画延長	整備済延長	事業主体
国道118号 (駅前)	L=170m 両側歩道	L=170m 両側歩道	福島県
国道118号 (中央通り)	L=1,000m 両側歩道	L=1,000m 両側歩道	会津若松市 ～福島県
国道118号 (神明通り～ 国道401号 交差点付近)	L=2,030m 両側歩道	L=2,030m 両側歩道	福島県
国道252号 (七日町駅～ 国道118号交 差点)	L=900m 両側歩道	L=約275m 両側歩道 【整備中】	福島県
市道幹Ⅰ-7号 線(会津若松 駅中町線)	L=470m 両側歩道	L=470m 両側歩道	会津若松市

河川・橋りょう・ダム

◆一級河川の現況（令和6年4月1日現在）

河川名	上流端	下流端	延長 (m)
阿賀川	大戸町大川	神指町高久	31,350
猪苗代湖			(22,124)
大沢川	湊町原	原川への合流点	4,200
大土川	門田町御山	古川への合流点	470
金山川	一箕町金堀	瀬川への合流点	6,500
旧湯川	緑町	高野町界沢	6,600
閼川	大戸町高川	阿賀川への合流点	6,000
沢川	門田町面川	阿賀川への合流点	2,900
瀬川	一箕町亀賀	河東町代田	16,350
大工川	河東町金田	瀬川への合流点	5,000
日橋川	猪苗代湖からの 流出点	河東町福島	18,600
原川	湊町原	猪苗代湖への流 入点	7,850
氷玉川	北会津町下野	藤川への合流点	1,070
藤川	北会津町西後庵	宮川への合流点	2,050
不動川	一箕町八幡	瀬川への合流点	3,365
古川	門田町御山	湯川への合流点	3,300
宮川	北会津町大島	北会津町和泉	7,500
湯川	東山町湯川	阿賀川への合流点	29,796
合計	17 河川	1 湖	175,025

※（ ）は総延長

◆ダム

【大川ダム】

阿賀野川水系阿賀川の大戸町大字大川地内に阿賀川総合開発事業の一環として建設された多目的ダムである。

ダムは、洪水調節、洪水の正常な機能の維持、かんがい用水・水道用水・工業用水の供給、揚水式及びダム式発電の役割を担っている。

【東山ダム】

阿賀野川水系湯川の東山町大字湯本地内に湯川総合開発事業の一環として建設された多目的ダムである。

ダムは洪水調節、下流既得取水の安定化と河川環境の保全、上水道用水の供給及び管理用発電の役割を担っている。

【両ダムの概要及び建設の経過】

区分	大川ダム	東山ダム
形式	重力式コンクリートダム(マット式)	重力式コンクリートダム(マット式)
堤高	75.0m	70.0m
堤頂長	406.5m	275.0m
堤頂幅	6.0m	4.0m
堤体積	100 万m ³	26 万m ³
集水面積	825.6km ²	40.5km ²
貯水池面積	1.9km ²	0.58km ²
総貯水容量	5,750 万m ³	1,250 万m ³
有効貯水容量	4,450 万m ³	1,150 万m ³
予備調査	S41. 4～S46. 3	S43～S44
実施計画調査	S46. 4～S47	S45～S46
建設着手	S48. 4	S49. 8
湛水開始	S60. 11	S57. 2
完成	S63. 3	S58. 3

住 宅

市営住宅

◆市営住宅の管理状況

本市の公営住宅等は、県営、市営併せて 3,732 戸となっており、市営住宅と県営住宅は、およそ 2 : 1 の割合で供給されている。

また、住環境の改善や防災上の観点などから既存の老朽化した団地を中心に建替事業を進めており、現在では耐火構造の住宅の割合が高くなってきている。

今後も既存ストックにおける住環境の向上を図り、安全で適切な環境を持った住宅の供給に努める。

◆市営住宅等管理戸数(令和 6 年 4 月 1 日現在)

市営住宅 … 2,364 戸

県営住宅等 … 1,368 戸

◆市営住宅団地別管理戸数(令和 6 年 4 月 1 日現在)

公営住宅

団地名	棟数	管理戸数	建設年度
徒ノ町団地	2	16	S27
本町団地	18	67	S39・40・47
黒川団地	12	46	S40・41
緑町団地	15	79	S43・S56
新横町団地	9	35	S38
柳原団地	19	62	S41・42・45
材木町団地	10	25	S42
城前団地	6	54	S56・H27～R1
住吉向団地	23	71	S35～37
年貢町団地	18	235	S44～47
居合団地	6	180	S48～50
城西団地	6	112	S51～53
錦町団地	7	123	S53～55
藤室団地	2	32	S58・59
小田垣団地	4	64	S57・S59～61
北川原丁団地	6	96	S57・58・60・61・H1・H3
米代団地	8	128	S62～H3
松長団地	2	32	S63・H2

厩町団地	3	135	H5～7
片柳町団地	4	72	H8～10
南花畑団地	4	120	H11・13・15・17
高塚団地	7	30	S41・H11
一揆塚団地	10	10	S43
葉山団地	2	48	S56・H3
トドメキ団地	5	12	H5・6・7・10
管理戸数合計		1,884	

更新住宅

団地名	棟数	管理戸数	建設年度
城前団地	4	62	H29・R3・R5
管理戸数合計		62	

改良住宅

団地名	棟数	管理戸数	建設年度
城前団地	15	262	S35
材木町団地	6	144	S43～46
管理戸数合計		406	

特定公共賃貸住宅

団地名	棟数	管理戸数	建設年度
片柳町団地	1	8	H7
トドメキ団地	1	4	H8
管理戸数		12	

◆市営住宅募集状況

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
募集戸数(戸)	74	83	83
応募者数(人)	114	120	110
	1.54	1.45	1.33

◆入居申込者の選考

○入居申込時期

空家住宅 5 月、8 月、11 月、2 月(年 4 回)

※ 空家住宅で申込みのない住宅については、上記定期募集の抽選日の翌週から随時募集を実施

○選考方法 公開抽選による

◆市営住宅の家賃

市営住宅の家賃は、毎年度、入居者世帯の収入、住宅の規模及び経過年数等に応じて算定。

高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業

◆事業の目的

現在本市の高齢化率は 30 % を超え、「高齢社会」に入っている状況にあり、世帯分離の進行などから高齢者世帯が増加している。また、元来借家居住が多い本市においては、借家世帯の高齢化も進んでいる状況にある。

このような中で、賃貸住宅市場においては公営住宅で高齢者向けの住宅の供給が行われてはいるものの、民間賃貸住宅では高齢者が円滑に入居できる制度が整備されてはいるが、高齢者向けの住宅の供給は少ない状況にある。

今後も、高齢者の増加と世帯分離の進行が予想され、高齢者の賃貸住宅需要は高まると予想されることから、将来に向け高齢者向けの賃貸住宅ストックを確保し、高齢者の居住の安定に取り組んでいく。

◆事業の概要

平成 13 年 4 月に制定された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく「高齢者向け優良賃貸住宅制度」を活用し、民間事業者が行う一定基準を満たした高齢者向けの賃貸住宅の供給に際し、本市がその建設費の一部、さらには入居者の家賃の一部を補助するものである。

◆現在実施している支援の内容

●家賃減額補助

○補助対象者

- ・一定基準の収入の入居者

○補助の対象

- ・契約家賃と入居者負担額（国が定める基準額）の差額

◆供給住宅

○名称 プラセール日新（平成 16 年度建設費補助）

○事業主 ㈱西陽

○戸 数 15 戸（家賃補助対象）

- ・住戸タイプ 約 30㎡ … 10 戸
約 40㎡ … 5 戸

